

令和6年奥能登豪雨により被災された方のための 『生活支援窓口案内(ガイドブック)』を作成しました！

石川行政評価事務所(所長:國松 靖^{くにまつ せい})では、令和6年奥能登豪雨で被災された方々を支援するため、各種支援制度や関係機関の相談窓口をまとめた『生活支援窓口案内(ガイドブック)』を作成しました。

(別添参照)

【本ガイドブックについて】

- 当事務所が、関係機関のホームページ等から収集した情報を掲載しています。情報は、随時、追加・変更してまいります。
- 最新版は、当事務所ホームページに掲載しています。

URL: <https://www.soumu.go.jp/kanku/chubu/ishikawa.html>



※令和6年能登半島地震で被災された方々のためのガイドブック
についても掲載しております。

また、当事務所が開設している『災害専用フリーダイヤル』では、令和6年能登半島地震や令和6年奥能登豪雨で被災された方々からのご相談を受け付けております。

災害専用フリーダイヤル **0120 - 776 - 110**

受付時間：8時30分～17時15分(土日祝日は除く)

※石川県外の方は、076 - 264 - 1100をご利用ください。(通話料がかかります)



【行政苦情 110 番全国統一番号】

おこまりなら まるまる くじょー ひゃくとおぼん
0 5 7 0 - 0 9 0 - 1 1 0

照会先：総務省 石川行政評価事務所
行政相談課 高宮、藤井
電話：076 (222) 5241

まぐみ石川



総務省行政相談センター

総務省行政相談センター

まぐみ石川

令和6年奥能登豪雨による 被災者の皆様への生活支援 窓口案内（ガイドブック）

令和6年奥能登豪雨により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
本ガイドブックは、被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しております。

【本ガイドブックについて】

ガイドブックには、石川行政評価事務所が収集した各機関等における支援策の
情報を掲載しています（情報は随時更新）。

最新版は、[石川行政評価事務所ホームページ](#)に掲載しています。



【石川行政評価事務所での相談の受付について】

石川行政評価事務所では、いろいろなお問合せやご相談を受け付けております。
お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

- 令和6年能登半島地震や令和6年奥能登豪雨で被災された方のための

災害専用フリーダイヤル 0120-776-110

※ 受付時間：平日8時30分～17時15分

※ 石川県外の方は、076-264-1100をご利用ください。

- 行政相談専用ダイヤル

076-264-1100 又は 0570-090110

（いずれも受付時間は平日8時30分～17時15分、受付時間外は留守番電話）

- [インターネットはこちら](#)



- FAX: 076-222-5233

まぐみ石川



総務省行政相談センター

総務省 石川行政評価事務所

〒920-0024

金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎4階

電話：076-222-5232

— 国の相談パートナーについてはこちら —



【ご注意】

- 1 このガイドブックに掲載している情報は、令和 6 年 10 月 17 日までに各機関のホームページに掲載された情報等に基づき作成しております。状況の変化等により、市町の担当窓口が変更されたり、掲載された窓口では対応できない場合がありますが、あらかじめご了承ください。
- 2 災害救助法の適用が条件となっている支援措置がありますが、今回の令和6年奥能登豪雨による災害においては、令和 6 年 10 月 17 日現在、七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町が適用を受けています。
- 3 被災者支援に関する各種支援制度の概要については、
[内閣府ホームページ](#)をご覧ください。
- 4 以下のホームページにも奥能登豪雨による災害に係る支援の情報等が掲載されています。



(珠洲市) 奥能登豪雨支援制度（被災家屋等消毒補助事業 等）

<https://www.city.suzu.lg.jp/site/bousaisuzu/18401.html>





住まいや身の回りのこと

- 1 りさい 罹災証明書の発行 (P. 1)
- 2 住宅の応急修理制度 (P. 1)
- 3 住宅確保への支援 (建設型応急仮設住宅等) (P. 2)
- 4 被災住宅の補修や再建に関する相談 (P. 2)
- 5 災害ごみの処分 (P. 3)
- 6 衛生対策 (P. 3)



お金のこと

- 7 住宅の建設、補修等の融資 (P. 4)
- 8 住宅ローンの返済 (P. 4)
- 9 雇用保険失業給付及び労働相談 (P. 5)



役所の手続きのこと

- 10 自動車に関すること (P. 6)
- 11 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が支払えない場合 (P. 7)
- 12 国税の特別措置 (P. 7)
- 13 県税の特別措置 (P. 8)
- 14 公共料金の減免措置等 (P. 8)
- 15 登記済証 (権利証)、登記識別情報の紛失 (P. 9)



民間の手続きのこと

- 16 預貯金通帳、印鑑の紛失や現金を損傷した場合 (P. 10)
- 17 法律・消費者トラブル等の相談窓口 (P. 10)
- 18 火災保険・生命保険 (P. 11)



医療・健康のこと

- 19 こころの悩みや健康に関する相談 (P. 12)
- 20 医療機関の利用に関すること (P. 12)



教育のこと

- 21 日本学生支援機構 (JASSO) による学生への支援 (奨学金の給付・貸与及び減額返還・返還期限猶予、支援金の支給) (P. 13)



事業者の方へ

- 22 事業者を対象とした相談窓口 (P. 14)
- 23 農林水産業関係の相談窓口 (P. 15)



その他の情報

- 24 災害ボランティアの依頼 (P. 16)



住まいや身の回りのこと

1 りさい 罹災証明書の発行 (概要は内閣府 HP へ)



- ◆ 「罹災証明書」は、住宅が被害にあったことを証明するものです。被災者生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ 原則被害にあった住家のみが対象となりますが、住家以外の建物・構築物・自動車・家財などが災害による被害を受けた証明として罹災証明書や「被災証明書」(市町により「被災届出証明書」、「罹災届出証明書」の名称)を発行する市町もあります。
- ◆ 片付けや修理の前に、家の被害状況を写真(カメラやスマホ)に撮って保存をお願いします。ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。
- ◆ 主な市町における「罹災証明書」の窓口は以下のとおりです。

市町	窓口	電話番号	備考
輪島市	税務課 地域生活課(門前総合支所)	0768-23-1126 0768-42-9916	市 HP  【広域浸水地区の市民】 ・市役所・応援職員が地域全体を調査(調査時に不在の場合は左記窓口に応用必要) 【広域浸水地区以外の市民】 ・受付窓口:市税務課 門前総合支所 地域生活課 ・受付時間:平日 8:30~17:15
珠洲市	市民課 税務課	070-2650-2042 080-1092-1642	・受付時間:8:30~17:15(土日祝対応) ・受付場所:珠洲市民図書館 ・申請・証明書発行に関すること:市民課 調査・判定に関すること:税務課
能登町	税務課	0768-62-8518	・受付時間:平日 8:30~17:15 ・受付場所:税務課

[目次に戻る](#)

2 住宅の応急修理制度

- ◆ 災害救助法が適用された珠洲市において、災害により住宅が「準半壊」以上の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の屋根や床、壁、窓、台所、トイレ等日常生活に必要不可欠な部分の修理を、市が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。
- ◆ 1世帯当たり71万7千円(準半壊は34万8千円)が限度額で、それを超える部分は自己負担となります。
- ◆ 詳しくは、珠洲市環境建設課(0768-82-7756)にお問合せください。



[目次に戻る](#)

3 住宅確保への支援（建設型応急仮設住宅）

① 建設型応急仮設住宅

災害救助法が適用された市町において、災害のため住家に被害を受けた被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、プレハブ住宅等を建設し一時的な居住の安定を図るものです。

詳しくは、災害時に居住していた市町の窓口にお問い合わせください。

市町	窓口	電話番号
輪島市	まちづくり推進課	0768-23-1156
珠洲市	環境建設課	0768-82-7756

② 生活家電の購入に関する支援

石川県は、床上浸水により被害のあった輪島市、珠洲市の応急仮設住宅に入居する方で、生活家電に被害があり、再度設置が必要な方に洗濯機、冷蔵庫、テレビの購入への支援制度を設けています。詳しくは、応急仮設住宅が立地している市の窓口にお問い合わせください。

市町	窓口	電話番号
輪島市	防災対策課	0768-23-1157
珠洲市	環境建設課	0768-82-7756

[目次に戻る](#)

4 被災住宅の補修や再建に関する相談

住宅の補修や再建に関して、国土交通大臣から指定を受け、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが「住まいるダイヤル」を開設しています。補修等の必要性の判断、事業者の紹介、建築士の派遣については、次の窓口にお問い合わせください。

【住まいるダイヤル】 0570-016-100（平日 10 時～17 時）

[目次に戻る](#)

5 災害ごみの処分

大雨により発生したごみを各市町が受け入れており、罹災証明書の提示で、手数料が減免されることがあります。災害ごみを受入場所に持ち込む前に手続が必要となる場合もありますので、詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。現在受入を実施している主な市町は次のとおりです。

窓口	備考	HP
輪島市 環境対策課 0768-23-1853	- 回収期間:当分の間 - 令和6年能登半島地震の災害ごみと同様(市が委託した業者が巡回し、順番に随時回収)に敷地内に道路側に水害ごみと分かるように「水」と書いて置くか、自己搬入でも受け付けておりますのでご協力をお願いします。門前地区の水害ごみについては、令和6年能登半島地震と同様の対応となります。 - 回収地区については市 HP をご確認ください。	市 HP 
珠洲市 環境建設課 0768-82-7743	- 土砂や流木以外の災害ごみの受入場所:ジャンボリー会場跡地(水曜除く)、飯田港内(火曜除く)、狼煙漁港内(火・水曜除く) - 土砂専用の災害ごみの受入場所:ラポルトすず海側駐車場(火曜除く) - 流木専用の災害ごみの受入場所:鉢ヶ崎海水浴山側駐車場	市 HP 
能登町 住民課 (災害廃棄物対策室) 0768-62-8510	- 受入先 藤波運動公園駐車場(水曜日を除く) - 受付 搬入許可証を提示及び、車両の写真撮影を求めます。 ※搬入時に、「水害による廃棄物」であることを伝えてください。 - 受入(分別) 電化製品、可燃物、木くず等分別のうえ搬入をお願いします。 ※土砂搬入は、土嚢袋に入れて搬入をお願いします。 - 期限 令和6年12月1日(日)まで	町 HP 

[目次に戻る](#)

6 衛生対策

災害時には、感染症の拡大リスクが高まります。家屋の清掃で感染症を発症するおそれもありますので、注意しましょう。家屋での感染症対策について、下の資料をご活用ください。

○ 家屋などが浸水した場合の消毒など

- 一般家屋における洪水・浸水などの水害時の衛生対策と消毒方法
([日本環境感染学会 HP](#))



- 被災した家屋での感染症対策 ([厚生労働省 HP](#))



- 災害時の衛生対策と消毒方法について ([石川県 HP](#))



[目次に戻る](#)



お金のこと

7 住宅の建設、補修等の融資

- 住宅金融支援機構における融資
- ◆ 住宅金融支援機構において、自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、住宅の復旧に要する建設資金、購入資金または補修資金を低利で融資しています。
- ◆ 融資の概要は、[住宅金融支援機構ホームページ](#)をご覧くださいか、
次の窓口にお問い合わせください。

窓口	電話番号
住宅金融支援機構 お客様コールセンター(災害専用ダイヤル)	0120-086-353(祝日除く)

- 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っております。詳細は、各金融機関にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

8 住宅ローンの返済

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み([自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン](#))があります。

詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。

借入先が銀行の場合、次の窓口への問い合わせも可能です。



窓口	電話番号
全国銀行協会相談室	0570-017-109 または 03-5252-3772 (祝日および銀行の休業日を除く)

[目次に戻る](#)

9 雇用保険失業給付及び労働相談

① 災害時における雇用保険の特例措置

災害救助法の適用を受けた市町（七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町、能登町）において被災された事業所、労働者、求職者の方々に対し、災害時における雇用保険失業給付の支給等について、特例措置が実施されています。

特例措置の概要については次の窓口にお問い合わせください。

窓口	電話番号
石川労働局 職業安定課	076-265-4427
ハローワーク金沢	076-253-3035
ハローワーク津幡	076-289-2530
ハローワーク小松	0761-24-8609
ハローワーク白山	076-275-4131
ハローワーク七尾	0767-52-3255
ハローワーク羽咋	0767-22-1241
ハローワーク加賀	0761-72-8609
ハローワーク輪島	0768-22-0325
ハローワーク能登	0768-62-1242

② 労働相談の窓口

以下の各窓口で、解雇や休業等に関する労働相談を受け付けています。

設置官署	電話番号	相談内容	
石川労働局雇用環境・均等室【総合労働相談コーナー】	076-265-4432	・妊娠、出産等を理由とする不利益な取扱いやハラスメント ・育児休業、介護休業等 等	
金沢労働基準監督署	076-292-7945	（事業主の方） ・労務管理（賃金の支払、解雇、休業手当等） ・復旧工事に係る安全及び労働者の健康 等	（労働者の方） ・賃金等労働条件 ・労災補償給付等 ・退職、解雇、労働条件引下げ 等
小松労働基準監督署	0761-22-4316		
七尾労働基準監督署	0767-52-3294		
穴水労働基準監督署	0768-52-1140		

[目次に戻る](#)



役所の手続きのこと

10 自動車に関すること

① 自動車検査証の有効期間の延長

輪島市、珠洲市、能登町に使用の本拠の位置を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が令和6年9月21日から10月20日までの車両について、**令和6年10月21日まで**自動車検査証の有効期間が延長されています。

② 被災自動車の廃車（永久抹消登録）手続き

自然災害による浸水や破損により自動車が使用できなくなった場合、自動車検査証やナンバープレートが手元になくても、廃車（永久抹消登録）手続きを行うことができます。印鑑証明書及び実印（軽自動車は除く。）、自動車登録番号（ナンバー）又は車台番号の情報、市町村が発行する罹災証明書又は被災証明書（取得できない場合は申立書）が必要となります。なお、災害救助法または被災者生活再建支援法が適用された区域においての取扱いになります。また、廃車にした自動車の再登録はできませんので、ご注意ください。

詳しくは、次の窓口までお問い合わせください（奥能登豪雨による浸水被害等を受けた方についての相談も受け付けております。）。

車種	窓口	電話番号
登録自動車	自動車検査登録手続きヘルプデスク内 「令和6年能登半島地震 電話相談窓口」	050-5540-2056
軽自動車	軽自動車検査協会 石川事務所 「令和6年能登半島地震 電話相談窓口」	050-3816-1853

③ 一般社団法人日本カーシェアリング協会では、災害サポート・レンタカー（軽トラ等）の無料貸出しを実施しています（申込先:050-5482-3677）。（日・祝日を除く）

[申込みフォーム](#)



④ 自動車税の減免

被災自動車の所有者に対しては、自動車税（種別割）の減免等があります（「[13 県税の特別措置](#)」参照）。

[目次に戻る](#)

11 年金手帳などを紛失した場合 国民年金等の保険料が支払えない場合

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます（年金手帳は基礎年金番号通知書の再発行）。
- ◆ また、国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な被保険者、事業主・船舶所有者に対しては、納付の猶予制度があります。
- ◆ 支援措置の概要は、下記の日本年金機構ホームページをご覧ください。

HP		HP	
保険料の免除		納付の猶予	

詳しくは、次の窓口までお問い合わせください。

窓口	電話番号
日本年金機構被災者専用フリーダイヤル	0120-808-678
ねんきんダイヤル	0570-05-1165 (050 で始まる電話からは、03-6700-1165)

市町の国民年金担当窓口又は最寄りの年金事務所にお問い合わせすることもできます。

窓口	電話番号	窓口	電話番号
金沢南年金事務所	076-245-2311	小松年金事務所	0761-24-1791
金沢北年金事務所	076-233-2021	七尾年金事務所	0767-53-6511

(注) 各年金事務所の管轄区域については、[日本年金機構ホームページ](#)をご確認ください。



[目次に戻る](#)

12 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の軽減」、「被災自動車に係る自動車重量税の還付」、「不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税」などの措置が設けられています。
- ◆ 詳しくは、ナビダイヤルまたは最寄りの税務署にお問い合わせください。

窓口	電話番号	管轄区域等
国税相談専用ダイヤル (ナビダイヤル)	0570-00-5901 ※繋がらない場合は、各税務署の電話番号におかけいただき、 音声ガイダンスが流れるため「1」番を選択	
七尾税務署	0767-52-3381	七尾市、羽咋市、志賀町、中能登町、宝達志水町
輪島税務署	0768-22-2241	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町

[目次に戻る](#)

13 県税の特別措置

災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産取得税、自動車税（種別割）等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。救済措置の概要は、下記の石川県ホームページをご覧ください。

HP		HP		HP	
減免		申告・納付等の 期限の延長		猶予制度	

詳しくは、最寄りの県税事務所又は相談ダイヤルにお問い合わせください。

窓口	電話番号	管轄区域
中能登総合事務所	0767-52-6112	七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町
奥能登総合事務所	0768-26-2304	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町
総務部税務課 自動車税グループ 自動車税グループ分室	076-225-1273 076-239-3631	石川県全域

(注) 各県税事務所、県税務課の所掌事務については[石川県ホームページ](#)をご確認ください。



[目次に戻る](#)

14 公共料金の減免措置等

公共料金については、支払期日の延長、不使用月の料金免除などの特別措置が講じられている場合があります。詳しくは、NHKのほか、ご利用の電話事業者（携帯電話含む）、電気事業者、ガス事業者及び水道・下水道事業者等にお問い合わせください。

区分	窓口	電話番号
受信料	NHKふれあいセンター	0120-151515
電話	NTT西日本 各種お手続きに関するお問合せ先	局番なしの「116」 携帯電話からは 0800-2000-116
電気	北陸電力 電気料金の特別措置等に関するお問合せ	0120-776-453

[目次に戻る](#)

15 登記済証(権利証)、登記識別情報の紛失

土地・建物の権利証(登記済証・登記識別情報通知書)を紛失した場合であっても、そのことによって所有権等の権利を失うことはありません(売買、贈与、抵当権設定等の登記申請時に上記書類を紛失している場合は、他の手段での本人確認となります。)

制度の概要は、[法務局ホームページ](#)をご覧ください。



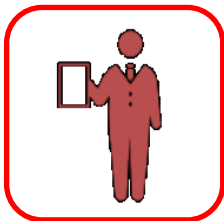
窓口	電話番号
金沢地方法務局	076-292-7810
金沢地方法務局小松支局	0761-22-6300
金沢地方法務局七尾支局	0767-53-1720
金沢地方法務局輪島支局 (注2)	0768-22-0426

(注1) 各法務局の管轄区域については、[金沢地方法務局ホームページ](#)をご確認ください。

(注2) 輪島支局では、登記事項証明書等の交付を行っていますが、地震の影響により、事務処理が遅れる場合がありますので、可能な限り、他の法務局への請求をお願いします。



[目次に戻る](#)



民間の手続きのこと

16 預貯金通帳、印鑑の紛失や現金を損傷した場合

◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しができます。

- ・各金融機関(銀行、信用金庫、信用組合)、保険会社等の窓口
- ・ゆうちょコールセンター：0120-108-420(土日祝も受付) **※10月23日(水)まで**

(参考)

[北陸財務局と日本銀行金沢支店から金融機関等に対して弾力的な対応を要請](#)



◆ 焼けた、水に濡れたなど損傷した現金の引換えを行っています。詳しくは、日本銀行金沢支店にお問い合わせください。

- ・日本銀行金沢支店発券課：076-223-9527

[目次に戻る](#)

17 法律・消費者トラブル等の相談窓口

各団体が、被災された方を対象に無料電話相談等を受け付けています。

団体	窓口	電話番号	備考
法テラス (日本司法支援センター)	法テラス災害ダイヤル	0120-0783 0 9 おなやみレスキュー	・平日 9～21 時受付 ・土曜 9～17 時受付 年末年始・祝日を除く
金沢弁護士会	令和 6 年能登半島地震 ・令和 6 年能登豪雨何でも無料電話相談	080-8995-9483	電話受付後、担当弁護士から折返しの電話があります。
日本弁護士連合会	令和 6 年能登半島地震等無料法律相談	0120-254-994	・平日及び土曜日 10～16 時受付 令和 6 年 10月31日(木) まで実施予定
石川県司法書士会	災害時無料電話相談	076-292-8133	・平日 10～16 時受付 へるぶねっといしかわダイヤル
日本司法書士会連合会		0120-315-199	・17～20 時受付(土日祝も受付) 令和 6 年 12 月 26 日(木)まで実施予定
日本行政書士会連合会	令和 6 年能登半島地震無料電話相談	0120-346-092	・平日 10～16 時受付 令和 6 年 12 月 27 日(金)まで実施予定
石川県消費生活支援センター	能登半島地震及び大雨関連消費者相談専用ダイヤル	076-255-2319	・9～17 時(土日祝も受付) ・メールによる相談も受付 (石川県電子申請システム)
国民生活センター	能登半島地震関連消費者ホットライン	0120-797-188	・10～16 時(土日祝も受付)



[目次に戻る](#)

18 火災保険・生命保険

- ◆ 火災保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。
 - ・ ご契約の損害保険会社
 - ・ 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
ナビダイヤル 0570-022-808 (IP電話からは 03-4332-5241)
(受付時間 平日 9:15～17:00、祝日・休日・12月30日から1月4日を除く)
- ◆ 証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は次の窓口で照会できます。
 - ・ 自然災害等損保契約照会センター
フリーダイヤル 0120-501-331(受付時間 平日 9:15～17:00、祝日・年末年始を除く)
- ◆ 災害救助法が適用された地域等において、被災等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。
 - ・ 生命保険協会災害地域生保契約照会センター
フリーダイヤル 0120-001-731(受付時間 平日 9:00～17:00)
 - ・ かんぽコールセンター
フリーダイヤル 0120-552-950 (受付時間 9:00～21:00(平日)、9:00～17:00(土日休日))
- ◆ 各生命保険会社では、災害救助法が適用された地域の被災契約者の契約について、保険料払込猶予期間の延長や保険金・給付金、契約者貸付金の簡易迅速な支払といった対応を行っている場合がありますので、ご契約の保険会社にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)



医療・健康のこと

19 こころの悩みや健康に関する相談

災害にあわれた方のこころの悩みや健康に関する相談を電話でお受けしています。

窓口	電話番号
石川こころのケアセンター（受付時間：平日 9 時～17 時）	0120-333-247
こころの相談ダイヤル	
（受付時間：平日 9 時～17 時）	076-237-2700
（受付時間：平日 17 時～翌 9 時、土日祝 0 時～24 時）	0570-783-780
よりそいホットライン （一般社団法人社会的包摂サポートセンター）	0120-279-338 ガイダンス「8」
自然災害又は大規模な事故等による災害被災者のための心と健康の相談ダイヤル（受付時間：平日 10 時～17 時）	0120-200-826

[目次に戻る](#)

20 医療機関の利用に関すること

◆ 医療機関へ被保険者証が提示できない場合

被災により被保険者証等を紛失、家に置いたまま避難している等、医療機関に提示できない場合には、医療機関の窓口で氏名、生年月日、連絡先、住所等を申し立てすることにより保険診療で受診することができます。

HP		HP	
制度概要 （東海北陸厚生局 HP）		県内の病院・医療機関の情報	

[目次に戻る](#)



教育のこと

21 日本学生支援機構（JASSO）による学生への支援（奨学金の給付・貸与及び減額返還・返還期限猶予、支援金の支給）

独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）は、被災された学生に対して以下のとおり支援等を実施しています。

詳しくは、在学している学校にお尋ねいただくほか、[日本学生支援機構のホームページ](#)等でご確認ください。

○ 日本学生支援機構 政策企画部 広報課：03-6743-6011



支援等	対象者	申込方法等
給付奨学金 （家計急変採用）	災害により家計が急変し、奨学金の給付または貸与を希望する方（災害救助法の適用地域の世帯の学生等）	在学している学校を通じて申込み
貸与奨学金 （緊急採用・応急採用）		
奨学金の減額返還・返還期限猶予	災害等により奨学金の返還が困難となった方	「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を日本学生支援機構に提出
JASSO 災害支援金 （支給額:10 万円） ※返還不要	災害により学生本人やその生計維持者が現に住んでいる家が、半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含む）以上や床上浸水の被害を受けたり、自治体からの避難勧告等が1か月以上続いた方（外国人留学生を含む。）	在学している学校を通じて申込み

[目次に戻る](#)



事業者の方へ

22 事業者を対象とした相談窓口

◆ 経済産業省は、低気圧と前線による大雨に伴う災害に関して、石川県の6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）に災害救助法が適用されたことを踏まえ、以下①～⑤のとおり、被災中小企業・小規模事業者支援措置を行っています。

① 特別相談窓口の設置

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構北陸本部並びに中部経済産業局に特別相談窓口を設置します。

② 災害復旧貸付の実施

今般の大雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を融資する災害復旧貸付を実施します。

③ セーフティネット保証4号の適用

災害救助法が適用された石川県の6市町において、今般の大雨の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額100%を保証するセーフティネット保証4号を適用します。

④ 既往債務の返済条件緩和等の対応

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会が、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の大雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応します。

- ・ 上記①～④の詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

名称	電話番号
株式会社 日本政策金融公庫	
金沢支店 中小企業事業 国民生活事業	①②④076-231-4275 ①④0570-045202
小松支店 国民生活事業	①④0570-045445
株式会社 商工組合中央金庫 金沢支店	①②④076-221-6141
認可法人 石川県信用保証協会	①③④076-222-1550
金沢商工会議所	①076-263-1151
小松商工会議所	①0761-21-3121
七尾商工会議所	①0767-54-8888
輪島商工会議所	①0768-22-7777

名称	電話番号
加賀商工会議所	①0761-73-0001
珠洲商工会議所	①0768-82-1115
白山商工会議所	①076-276-3811
石川県商工会連合会	①076-268-7300
石川県中小企業団体中央会	①076-267-7711
全国商店街振興組合連合会	①03-3553-9300
石川県よろず支援拠点	①076-267-6711
中小機構 北陸本部 企業支援部 企業支援課	①076-223-5546
中部経済産業局 産業部中小企業課	①052-951-2748

※一部窓口については、体制が整い次第相談に対応

⑤ 小規模企業共済災害時貸付の適用

災害救助法が適用された石川県の6市町において被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用します。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

・独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室 050-5541-7171

◆ 雇用調整助成金

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

※ 詳細については、[石川労働局のホームページ](#)をご覧ください。



窓口	電話番号
石川労働局 職業対策課	076-265-4428

[目次に戻る](#)

23 農林水産業関係の相談窓口

◆ 被災された農林漁業者を対象に、「能登半島地震の現地相談窓口」（下記6ヶ所）にて大雨による農業被害の相談も対応しています。

窓口	電話番号
JA のと本店	0120-338-250
JA 内浦町営農経済課	0120-338-560
七尾市役所本庁舎	0767-53-8005
志賀町役場本庁舎	0767-32-9221
石川県珠洲農林事務所	0120-338-760
石川県農業会館	0120-338-633

- ◆ 被災された農林漁業者を対象に融資や返済についての相談窓口を設置しています。

名称	電話番号
株式会社 日本政策金融公庫 金沢支店 農林水産事業	076-263-6471

[目次に戻る](#)



その他の情報

24 災害ボランティアの依頼

各市町のボランティアセンターでは、ボランティア活動の依頼を受け付けています。石川県災害ボランティア情報のホームページに掲載されているボランティアセンター設置市町は次のとおりです。依頼できる内容など、詳しくは、各市町ボランティアセンターにお問い合わせください。また、ホームページも合わせてご確認ください。

[石川県災害ボランティア情報の HP はこちら](#)



窓口	電話番号
輪島市災害たすけあいセンター	080-7707-5242 080-7707-5342
珠洲市災害ボランティアセンター	070-4481-4142 070-3993-1042
能登町災害ボランティアセンター（平日のみ）	080-7843-2042 070-2669-2942

[目次に戻る](#)